

# クーリングオフにおける 対応について (契約編)

(株)環境保全研究所

# 特商法におけるクーリングオフができる取引

- ✓ ①訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）
- ✓ ②電話勧誘販売
- ③特定継続的役務提供（エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）
- ④訪問購入（業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの）
- ⑤連鎖販売取引
- ✓ ⑥業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）

## クーリングオフ対象ランク

愛用者特約  
(80%)

訪問販売

店舗登録  
(80%)

特約 B  
(70%)

特約 A  
(65%)

業務提供誘引販売取引

※但し、**法人**においては特商法の**適用対象外**となるため、クーリングオフは適用されません。

## 適用となる対象者について

新規で登録された方

既存でランク変更された方

※新ランクに登録された方全員が対象

## 適用期間について

ご本人が契約書を受け取った日から**20日間**

※ある程度の日数経過は許容範囲とし、30日程度は見ておく。

**理由を問わず**、お客様は当契約を解除することができ、商品の**開封・使用問わず**、商品代金は**返金**いたします。

## 連絡手段について

書面以外にも、2022年6月からは、特商法の改正により、電磁的記録（電子メール等）によって通知することでクーリングオフが可能に。

メール、FAX、SNS（Twitter、LINE、Messenger、Instagram）で受けたものも可能となりました。

## 適用範囲について

契約金があるランクであれば契約金の返金

※上位店から返金対応

商品購入代金の返金

※環境保全研究所から返金対応

- ✓ 代引き：お客様の口座に振り込み
- ✓ クレジット：決済代行会社を通じてカード与信の取消

## 売上の削除について

計上された売上の削除は行いません



上位店への利益はそのままお振込みいたします

お客様への返金分は環境保全が負担いたします



# 通知フォーマット例

## 契約解除通知

- ・ 契約年月日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
- ・ 契約番号：〇〇〇〇
- ・ 上位店名(ご紹介者様)：〇〇〇〇
- ・ 商品名：〇〇〇〇
- ・ 契約金：〇〇〇〇円
- ・ 商品代金：〇〇〇〇円

通知いただく情報は、お分かりになる範囲で構いませんが、左記のように、より詳細にお伝えいただきますと、迅速且つ確実な対応が可能となります。

上記日付の契約を解除します。  
尚、支払い済みの〇〇〇円をすみやかに返金してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

- ・ 契約者名(お客様)：〇〇〇〇
- ・ 電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- ・ 返金先口座：〇〇銀行〇〇支店 口座番号：〇〇〇〇

## クーリングオフの通知先

[contract@kankyo-hozen.com](mailto:contract@kankyo-hozen.com)

上記、メールアドレス宛にお送りいただくと**確実**です。

クーリングオフについては、契約書にも記載されておりますが、上位店様におかれましては、もしお客様から申し出があった場合には、通知フォーマット例と共に、上記メールアドレスをご案内願います。

※上位店様が代わりにお送りいただいても構いません。

## お客様が受け取られた商品について

お客様が商品返送を希望された場合は、着払いにて環境保全研究所までお送りいただくようご案内願います。

### アナウンス例

「お支払い済の契約金と商品代金の全額を返金します。お手元にあるご不要な未使用品は、お手数ですが、まとめて着払いで環境保全研究所へ送付ください。」

※商品の返送は強要しないようご注意ください。

## お客様の解約依頼について

契約を解除されるということになりますので、上位店は全国販社を通じて環境保全研究所まで、**解約の依頼**をお送りください。

# クーリングオフにおける 対応について (現地販売編)

(株)環境保全研究所

## 適用となる対象者について

✓ 講習会場等の**現地販売**で商品を購入された方

✓ 特商法の「**訪問販売**」が適用される場合

※但し、**法人**においては特商法の**適用対象外**となるため、クーリングオフは適用されません。

※現地販売でも訪問販売に該当しないケースもございますので、詳しくは「**現地販売における訪問販売規制について**」の動画と資料をご覧ください。

## 適用期間について

ご本人が現地販売用のクーリングオフ概要  
が記載された書類を受け取った日から**8日間**

※ある程度の日数経過は許容範囲とし、2週間程度は見ておく。

## 連絡手段について

書面以外にも、2022年6月からは、特商法の改正により、電磁的記録（電子メール等）によって通知することでクーリングオフが可能に。

メール、FAX、SNS（Twitter、LINE、Messenger、Instagram）で受けたものも可能となりました。



## 適用範囲について

### 商品購入代金の返金

※現地で販売をした販売者から返金対応

### クーリングオフが適用とならないケース

商品を使用又は消費した場合（ただし、事業者がお客様に当該商品を使用又は消費させた場合を除きます）は、クーリング・オフができなくなりますのでご注意ください。

## クーリングオフ解説資料・現地販売用書類のダウンロード

<https://www.kankyo-hozen.co.jp/contract>

最新版を上記URLにご用意しておりますのでご活用ください。